

離婚届

令和 年 月 日 届出

在広州日本国 大使 殿
総領事

受理 令和 年 月 日						
第 号						
送付 令和 年 月 日						
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知



(1) 氏名	夫 氏 名	妻 氏 名
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所	世帯主の氏名	
本籍	番地番	
(2) 筆頭者の氏名	(夫の国籍)	
父母及び養父母の氏名	夫の父 母	妻の父 母
父母との続柄	続柄 男	続柄 女
(3) 離婚の種別	<input type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立	
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾	
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子
(6) 同居の期間	年 月 から 年 月 まで	
(7) 別居する前の住所	番地番 号	
(9) 別居する前の世帯の主な仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(10) 夫婦の職業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業	
その他		
届出人署名	夫 印	妻 印

事件簿番号

(届出人の連絡先及び電話番号)

証人(日本法による協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意) 生年月日	印 年 月 日	印 年 月 日
住所		
本籍	番地番	番地番

記入の注意

- 届書はすべて日本語で書いてください。
この届書は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 夫婦の一方が外国人のときは、日本人について本籍と筆頭者(戸籍の一番最初に書いてある人)の氏名を書き、外国人についてカッコ内にその国籍を書いてください。
- 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。
- にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
- 日本国籍を有する未成年の子があるときは、それぞれの子について夫と妻のどちらが親権を行うかをきめて書いてください。
- 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
- 別居する前の夫婦の共通の住所を書いてください。
- 外国の法律で協議離婚したときは、3か月以内に離婚証明書をそえて出してください。外国の裁判所で離婚したときは、裁判が確定した日から10日以内に原告から判決書の謄本及び確定証明書をそえて出してください。なお、この10日を経過しても原告が届出しないときは被告から届出できます。いずれの場合も証人欄の記載は不要ですが、外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。また、「その他」欄には、協議離婚したときは、離婚確定年月日及び離婚の方式を、離婚判決による場合は、離婚確定年月日及びその裁判所名を記載してください。
- 夫婦がともに日本人のときは、届書2通(復籍する人が今までの本籍地と異なる市区町村にある婚姻前の戸籍にもどるとき、または、新しい戸籍を今までと別の市区町村につくりたいときは3通)、夫婦の一方が外国人のときは、届書2通出してください。
- 戸籍謄本2通(うち1通はコピーでもよい)が必要ですので、あらかじめ用意してください。
- 届出人や証人の署名は、はっきりと読めるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。
- 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

(面会交流)
取り決めしている。
まだ決めていない。

(養育費の分担)
取り決めしている。
まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。